

# 介護予防短期入所療養介護利用料金表

## (平成30年 4月 1日以降)

利用料金の計算上、端数処理の関係により若干の変動があります。

(日 額)

3階・4階フロアご利用の方	要介護度	介護保険給付 1割負担の料金です	介護保険給付対象外利用料 (利用者負担第4段階の方の場合)					合計
		自己負担金	滞在費	食費	日用品費	教養娯楽費		
多床室	要支援1	655円	720円	1,700円	186円	227円	3,488円	
	要支援2	820円					3,653円	
個室 又は 特別室	要支援1	620円	1,810円	朝食370円 昼食700円 (間食含) 夕食630円	186円	227円	4,543円	
	要支援2	771円					4,694円	
第3段階の方	(多床室)	上記自己負担に準ずる	370円	650円 (負担上限)			/	
	(特別室・個室)	上記自己負担に準ずる	1,310円					
	第2段階の方	(多床室)	上記自己負担に準ずる	370円				390円 (負担上限)
		(特別室・個室)	上記自己負担に準ずる	490円				
	第1段階の方	(多床室)	上記自己負担に準ずる	0円				300円 (負担上限)
		(特別室・個室)	上記自己負担に準ずる	490円				
加算料等	<p>○療養食の提供を行った場合、1日3回を限度として <b>7円</b> を徴収します</p> <p>○送迎を行った場合片道 <b>198円</b> を徴収します</p> <p>○緊急治療が必要な場合、<b>548円</b> を3日を限度として徴収します</p> <p>○夜勤を行う看護・介護職員の数が厚生労働大臣が定める基準に適合する場合、<b>26円</b> を徴収します</p> <p>○リハビリ専門職員が多職種と共同してリハビリテーション計画を作成し、個別リハビリテーションを行った場合、<b>258円</b> が加算されます</p> <p>○認知症の行動や心理症状が医師により認められ、在宅での生活が困難な利用者を緊急的に受け入れた場合、7日間を限度として、<b>215円</b> が加算されます</p> <p>○看護・介護職員の占める割合が厚生労働大臣の定める基準に適合する項目に基づき、<b>20円</b> 又は <b>13円</b> あるいは <b>7円</b> が加算されます</p> <p>○厚生労働大臣が定める基準に適合した場合、短期入所療養介護サービス費の単位数の1000分の39に相当する単位数 又は 1000分の29に相当する単位数 又は (ア) 1000分の16に相当する単位数 又は (ア) で算出した単位数の100分の90 又は (ア) で算出した単位数の100分の80に相当する単位数を所定単位数に加算されます。</p>							
その他の費用	特別室	4,320円(税込)		理容	カット	2,500円		
	個室	3,240円(税込)		美容	パーマ	3,600円		
	2階個室	室料差額なし		容	顔剃り	600円		
	4人部屋	室料差額なし		額	毛染め	3,600円		
<p>○各種診断書：<b>3,240円</b>      ○左記以外の診断書：<b>1,080円</b>      ○行事費：<b>実費</b></p> <p>○以上料金を示したものの以外に利用者からの依頼により購入する日常生活品等は実費を徴収します</p>								